



# 付添介護保険



## 「付添介護保険」 3つの基本給付金

※ 1 保険期間 50万円を上限とします。



※入院一時金は、付添介護給付・差額ベッド費用給付の請求の有無に関係なく給付を受けることができます。  
 ※当事業年度末において保険財政の健全性を維持することができる見込みがあると判断した場合に、翌事業年度に入院一時金のサービス給付を行います。(給付実績：令和6年度 1万円)

プラン	Aプラン 基本プラン	Bプラン 補償充実プラン
年間保険料	<b>9,000円</b> (1か月あたり 750円)	<b>10,860円</b> (1か月あたり 905円)
付添介護給付	①付添者が親族の場合 ・昼1時間あたり 500円 ・夜1時間あたり 600円  ②付添者が親族以外の場合 ・1時間あたりの料金が規定されている場合には、規定料金に基づいて計算した金額全額とします。 ※ただし、付添時間帯により次の金額を上限とします。 昼 1時間あたり 1,500円限度 夜 1時間あたり 1,700円限度	①付添者が親族の場合 ・昼1時間あたり 500円 ・夜1時間あたり 600円  ②付添者が親族以外の場合 ・1時間あたりの料金が規定されている場合には、規定料金に基づいて計算した金額全額とします。 ※ただし、付添時間帯により次の金額を上限とします。 昼 1時間あたり 1,500円限度 夜 1時間あたり 1,700円限度
差額ベッド費用給付	—	差額ベッド代(室料差額)の給付 ※ただし、日額5,000円上限 1入院につき30日限度 ※1保険期間 15万円上限
入院一時金給付 (サービス給付)	<b>10,000円</b> ※1保険期間 1回限り	<b>10,000円</b> ※1保険期間 1回限り
死亡弔慰金	<b>10,000円</b>	<b>10,000円</b>
年間給付金支払限度	<b>50万円</b>	<b>50万円</b>

# 令和7年度は給付がさらに充実します!!

## 差額ベッド費用給付金の日額上限の増額

差額ベッド代の給付額の日額上限を

**3,000円から5,000円に増額します!**

差額ベッド代とは、個室や少人数部屋を利用した時にかかる費用です。

AプランからBプラン（差額ベッド代有）に変更しますと、**年間1,860円の差**で差額ベッド代が補償されます。

ぜひこの機会にBプランをご検討ください。

プラン	Aプラン	Bプラン
年間保険料	9,000円	10,860円
付添介護給付	○	○
差額ベッド費用給付	×	○
入院一時金給付	○	○

### <給付金お支払い例>

こちらの例はあくまでも一例です。実際の給付は、付き添った時間の明細に基づいて算出されます。

**誤嚥性肺炎で10日間入院し、親族が10日間付き添った場合（差額ベッド使用）**

Aプラン加入	Bプラン加入
昼 60時間 ⇒ 30,000円	昼 60時間 ⇒ 30,000円
夜 20時間 ⇒ 12,000円	夜 20時間 ⇒ 12,000円
	差額ベッド 10日間 ⇒ 50,000円
入院一時金 ⇒ 10,000円	入院一時金 ⇒ 10,000円
合計 <b>52,000円</b>	合計 <b>102,000円</b>

## 死亡弔慰金の追加給付

保険解約の理由が死亡だった場合は、

**解約時に10,000円支払われます!**

## 新型コロナウイルス感染に伴う特例措置

令和7年度も「**新型コロナウイルス感染に伴う特例措置**」を継続します!

新型コロナウイルス感染症に罹患される方が未だに多くいらっしゃることから、令和7年度も『新型コロナウイルス感染に伴う特例措置』を継続します。罹患されたことを申告いただくだけで、一律5,000円を給付します。年間で、罹患された場合は何度でも請求いただけます。コロナに感染しましたら、所属する施設に連絡してください。

お問い合わせ

一般財団法人 **長野県社会福祉施設利用者互助会事務局**

電話/FAX : (026)223-2682 E-mail : na-gojoyokai@seagreen.ocn.ne.jp

受付時間 : 8:30~17:00 (土日祝日、年末年始の休日を除く)